

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の4に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、平成21年7月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>	<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の4に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、平成21年7月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p>
<p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成21年法律第14号）附則第2条の規定により同法第2条の規定による改正後の関税法第67条の13第2項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p>	<p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成21年法律第14号）附則第2条の規定により同法第2条の規定による改正後の関税法第67条の13第2項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p> <p><u>また、申請者に係る過去の法令違反歴等に関する審査のうち暴力団員等であること等の確認の方法については、関係機関との調整が終了次第、別途通知する。</u></p>

記

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

(1)～(16) (省略)

2 過去の法令違反歴等に関する審査

特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があつた場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第7条の5第1号、法第51条第1号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第1号、法第67条の4第1号、法第67条の13第3項第1号及び第3号イ又は法第79条第3項第1号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第7条の5第1号イからリまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>なお、次の事項の確認にあたっては、別途通知する方法により法第105条の2の規定に基づき都道府県警察に照会して行うものとする。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</p> <p>ロ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者でないこと。</p> <p>② 法第7条の5第1号ホに規定する「使用者その他の従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいい、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。以下同じ。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。</p> <p>③ 法第7条の5第1号チに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号チの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えない。この場合において、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類の提出を求めるものとする。</p> <p>イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的灾害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に關税等を納付できなかった事実。</p> <p>ロ 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代</p>	<p>その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第7条の5第1号イからリまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>② 法第7条の5第1号ホに規定する「使用者その他の従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいい、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。以下同じ。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。</p> <p>③ 法第7条の5第1号チに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号チの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えない。この場合において、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類の提出を求めるものとする。</p> <p>イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的灾害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に關税等を納付できなかった事実。</p> <p>ロ 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>理店を含む。) の事務取扱い時間内に關税等を納付することができなかつたことにより、翌営業日に当該關税等を納付した事実。 ハ 上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。</p> <p>(2) 特定保税承認者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第51条第1号イからハまで(法第62条において準用する場合を含む。)に該当するものでないことを確認する。 <u>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号までに該当するものでないとの確認について準用する。</u></p> <p>② 法第51条第1号ハに規定する法第43条第6号の「支配人その他の主要な従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。</p> <p>(3) 特定保税運送者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第63条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。 <u>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第63条の4第1号ホからトまでに該当するものでないとの確認について準用する。</u></p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第63条の4第1号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請の場合</p> <p>① 申請者が法第67条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。 <u>なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第67条の4第1号ホからトまでに該当するものでないとの確認について準用する。</u></p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第67条の4第1号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(5) 認定製造者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第67条の13第3項第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。この場合において、当該申請者が特定輸出者</p>	<p>理店を含む。) の事務取扱い時間内に關税等を納付することができなかつたことにより、翌営業日に当該關税等を納付した事実。 ハ 上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。</p> <p>(2) 特定保税承認者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第51条第1号イからハまで(法第62条において準用する場合を含む。)に該当するものでないことを確認する。</p> <p>② 法第51条第1号ハに規定する法第43条第6号の「支配人その他の主要な従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。</p> <p>(3) 特定保税運送者の承認の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第63条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第63条の4第1号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(4) 特定輸出者の承認申請の場合</p> <p>① 申請者が法第67条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>② 上記(1)②の規定は、法第67条の4第1号ヘに規定する「使用者その他の従業者」について準用する。</p> <p>(5) 認定製造者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第67条の13第3項第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。この場合において、当該申請者が特定輸出者</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ある場合には、同号イからトまでの規定に係る審査は省略しても差し支えない。</p> <p><u>なお、上記①①のなお書の規定は、法第67条の13第3項第1号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。</u></p> <p>② 上記①の確認に併せて、申請者が法第67条の13第2項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第3項第3号イに規定する法第67条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p><u>なお、上記①①のなお書の規定は、法第67条の13第3項第3号イに規定する法第67条の4第1号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。</u></p> <p>③ 上記①②の規定は、法第67条の13第3項第1号へ及び同項第3号イに規定する法第67条の4第1号への「使用人その他の従業者」について準用する。</p> <p>(6) 認定通関業者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第79条第3項第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p><u>なお、上記①①のなお書の規定は、法第79条第3項第1号へからチまでに該当するものでないことの確認について準用する。</u></p> <p>② 法第79条第3項第1号ハに規定する通関業法（昭和42年法律第122号）第5条第1号又は第2号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）3-5に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。</p> <p>③ 上記①②の規定は、法第79条第3項第1号トに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。</p>	<p>ある場合には、同号イからトまでの規定に係る審査は省略しても差し支えない。</p> <p>② 上記①の確認に併せて、申請者が法第67条の13第2項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第3項第3号イに規定する法第67条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>③ 上記①②の規定は、法第67条の13第3項第1号へ及び同項第3号イに規定する法第67条の4第1号への「使用人その他の従業者」について準用する。</p> <p>(6) 認定通関業者の認定の申請の場合</p> <p>① 申請者が法第79条第3項第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。</p> <p>② 法第79条第3項第1号ハに規定する通関業法（昭和42年法律第122号）第5条第1号又は第2号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）3-5に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。</p> <p>③ 上記①②の規定は、法第79条第3項第1号トに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。</p>